

相模川流域の目標汚濁負荷量に関する基本方針

相模川流域別下水道整備総合計画基本方針検討委員会は、相模川流域別下水道整備総合計画に関する基本方針を定めるための検討を行い、相模川流域における目標汚濁負荷量を算定した。

1. 県別目標汚濁負荷量

相模川本川のBOD及び相模湖・津久井湖のCODは、平成23年度現況水質において水質環境基準を達成していることから、現況排出負荷量を目標汚濁負荷量として、今後も水質保全・維持に努めるものとする。

相模湖・津久井湖のT-N, T-Pは、自然由来も含めた面源負荷量の割合が高く、直ちに環境基準の達成は困難であるが、将来において環境基準を達成するための排出負荷量を目標汚濁負荷量とし、相模湖・津久井湖に流入する流域の排出負荷量の削減により、今後も水質保全に努めるものとする。

上記より、県別目標汚濁負荷量を次のように定めることとする。

表一 県別目標汚濁負荷量 (単位:t/日)

項目	水域	神奈川県	山梨県	合計
BOD	相模川本川	7.3	6.5	13.8
COD	相模湖	0.6	11.6	12.2
	津久井湖	1.6	12.2	13.8
T-N	相模湖	0.04	0.74	0.78
	津久井湖	0.11	0.78	0.89
T-P	相模湖	0.001	0.034	0.035
	津久井湖	0.005	0.053	0.058

※導水負荷量を除く流域の排出負荷量

2. 相模湖・津久井湖におけるT-N, T-Pの環境基準達成のための対策について

相模川流域では自然由来も含めた面源負荷量の割合が高い一方で、相模湖及び津久井湖の環境基準は、水道水源として厳しい基準が設定されており、環境省においては環境基準の達成期間について、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めると位置付けている。従って、現時点において達成すべきは暫定目標であり、この暫定目標が5年毎に見直されることから、その時点の暫定目標を達成し続けられるようにすることが求められている。

下水道整備による水質改善の効果は、現時点の暫定目標の達成に一定の役割を有するものの、相模川流域の面源負荷量の高い割合を踏まえると、環境基準を達成するためには、下水道対策と併せて、下水道管理者以外の者が行う追加対策についても、順次実施することが必要である。

また、相模湖・津久井湖は神奈川県内の人工湖であるが、その集水域の大半は山梨県内にあることから、現在すでに山梨県・神奈川県において水源環境保全の取り組みがなされている。

これらを踏まえ、相模湖・津久井湖におけるT-N, T-Pの環境基準達成のためには、引き続き、両県において相互に連携協力し、一体的に水質改善に取り組んでいくことが望まれる。

3. 下水道整備の水質保全に関する目標について

相模川流域では、現時点の下水道整備状況の下、相模川本川のBOD、相模湖・津久井湖のCODについては環境基準を達成しており、相模湖・津久井湖のT-N、T-Pについても環境基準の暫定目標は概ね達成している。

今後も現状より水質を悪化させることなく、現状で環境基準を達成している相模川本川のBOD、相模湖・津久井湖のCODについては、引き続き環境基準の達成状況を維持するとともに、環境基準を達成できていない相模湖・津久井湖のT-N、T-Pについては、暫定目標が更新されても、その時点の暫定目標を達成し続けられるようにするために、引き続き下水道整備を進めていく必要がある。

今後の下水道整備の水質保全に関する目標については、下水処理施設における現況の処理水質が極めて良好であることに着目し、面整備による普及率の着実な向上を図りつつ、運転管理の工夫等により処理水質の維持に努めていくこととする。

今後、「流域別下水道整備総合計画」の策定にあたっては、下水道整備の水質保全に関する目標を次のとおりとする。

表一 相模川本川の水質保全に関する目標

水質項目	計画放流水質 (mg/L)
BOD	10 又は 15 (既計画で処理場毎に設定されている値)

表一 相模湖・津久井湖の水質保全に関する目標

水質項目	計画処理水質 (年間平均値) (mg/L)
COD	9.4
T-N	13.4
T-P	1.28

平成 26 年 3 月 26 日

相模川流域別下水道整備総合計画基本方針検討委員会